

第 1 9 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、団体の概要（様式 2）の財務状況における「経常利益」を記載した部分を公開とした決定は妥当ではないので、非公開とすべきであるが、その他の部分を公開とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成26年 5月 8日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2013年に行われた名古屋国際展示場（以下「本件施設」という。）公募にかかる応募申請書一式（各社が提出した申請書一式）

- 2 同月14日、実施機関は、本件公開請求に対して、本件施設指定管理者指定申請書一式（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である異議申立人に関する情報が記載されていたことから、異議申立人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

- 3 同月23日、異議申立人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

- 4 実施機関は、同年 6月19日、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

申請団体の提出書類のうち、担当者の氏名、経験年数、雇用形態等の情報については、特定個人を識別できる情報のうち通常他人に知られたくないと認められるため。

(2) 条例第 7条第 1項第 2号に該当

申請団体の提出書類のうち、団体の印影については、当該法人の内部管理に関する情報であり、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。

申請団体の提出書類のうち、選定されなかった団体の指定管理者運営に関する情報については、当該団体のノウハウに関する情報であって、公にすることにより、当該法人に明らかに不利益を与えると認められるため。

- 5 実施機関は、同日、本件処分を行ったこと、本件処分を行った次に掲げる理由及び同年 7 月 9 日に公開を実施することを異議申立人に通知した。

異議申立人のノウハウに関する情報と主張される部分を除き、公にすることにより、異議申立人の有する競争上の利益その他正当な利益が明らかに損なわれると認めがたい部分については、一部公開します。

- 6 同月 3 日、異議申立人は、実施機関に対し、本件処分を不服として、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行うとともに、本件処分について執行停止の申立てを行った。

- 7 同月 8 日、実施機関は、本件処分について、執行停止の決定を行い、その旨を異議申立人及び公開請求者に通知した。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 情報公開請求の目的について

情報公開請求の目的は、どのような行政サービスが執行されるかを確認することであると考える。本件は、指定管理公募において、非選定となった事業計画書であり、採用されていないにも関わらず、情報公開請求を行う目的は、参加企業の会社情報取得と、提案に関するノウハウの取得であり、情報公開の本質と異なる。

財務状況についてもしかるべき手段で取得すべきであり、情報公開にいつでも容易に取得することも情報公開の本質と異なる。

(2) 案件名や年間利用者数等のデータについて

案件名や年間利用者数等のデータについては、内部提出資料として、任意で掲載しているものであり、一般に公開されていないものもある。記述

を公にすることにより、当法人の競争上の地位その他正当な利害を害する。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 非選定事業者の事業計画書等の情報公開について

指定管理者の選定段階における提出書類については、条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合に全部又は一部を公表する旨を、本市の「指定管理者制度の運用に関する指針（平成24年 4月改定）」（以下「本件指針」という。）に基づき、「名古屋国際展示場指定管理者募集要項（平成25年 7月 9日公表）」（以下「本件募集要項」という。）に明記したほか、同月29日開催の募集説明会においても、当該書類を提出した事業者が指定管理者として選定されたかどうかにかかわらず情報公開請求の対象となる旨を口頭説明し、周知している。

2 情報公開請求権について

条例上、情報公開請求者は行政文書の公開を請求するにあたり、当該請求の目的を述べることは求められてはいない。したがって、本件公開請求が情報公開の本質と異なるとする異議申立人の主張は認められない。

3 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

(1) 申請法人の事業活動に関する情報の一部については、ホームページ若しくは会社概要パンフレットに掲載されている内容又はそれらと同等の内容であり、公にすることにより当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるとは言い難い。

(2) 財務状況については、申請法人が安定性・収益性を有しているかを審査するために、本件募集要項において様式を定め、定められた項目について、財務諸表に記載された金額及びその金額をもとに計算した各種指標の数値を記載させたものである。

株式会社にあつては、会社法（平成17年 7月26日法律第86号）第 440条第 1項により、貸借対照表を公告しなければならないこととなっており、本件行政文書のうち、異議申立人が非公開を求める部分は、公告すべき事項に含まれる金額及びその金額をもとに計算した指標の数値であり、何人も知ることができ、公にすることにより当該法人に明らかに不利益を与えるものとは言い難い。

また、異議申立人の公告方法は、登記事項証明書によると官報に掲載し

て行うこととなっており、当該情報の取得が難しいとは言えない。

- (3) 団体の概要等については、案件名は施設としての基本的な情報であり、それらの情報をもとに当該法人の競争上の利益その他正当な利益を害するまでの分析をすることはできない。また、年間利用者数等のデータについての公表はない。

第 5 審査会の判断

1 本件異議申立ての範囲について

- (1) 上記第 3 の 1 で述べたとおり、異議申立人は、異議申立ての趣旨において本件行政文書全てについて非公開を主張している。

- (2) しかし、当審査会が調査したところ、本件行政文書のうち事業計画書（様式 5 から様式 16 まで）（以下「本件事業計画書」という。）については、本件異議申立て以前になされた本件公開請求とは別の公開請求において対象文書として特定されており、異議申立人は当該公開請求に係る決定に対して異議申立てをしていない。

また、当該決定において公開と決定された部分は既に公開がされている。

- (3) 異議申立人は反論意見書を提出しておらず、口頭による意見陳述も希望していないため、本件事業計画書については、公開に反対する理由が定かではないとして、当審査会は非公開とすべきと主張する部分及び非公開とすることにより保護される法人の利益等を具体的に示すよう追加の主張を求めたが、異議申立人からは提出しないとの回答があった。

- (4) したがって、当審査会は、異議申立人は本件行政文書のうち本件事業計画書を除いた部分について異議を申し立てる趣旨であるとして、次に掲げる本件異議申立てに係る部分（以下「本件情報」という。）についての公開妥当性に限って判断するものとする。

本件情報が記載された 文書の名称	本件情報
名古屋市国際展示場指定 管理者指定申請書（別記 様式）	申請者の「名称」、「種別」、「所在地」、 「併せて提出する書類」並びに代表者の「氏 名」、「職名」、「住所」及び「電話番号」 （以下「本件情報①」という。）

宣誓書（様式1）	申請者の「名称」、「所在地」、「代表者の氏名」及び「宣誓文」（以下「本件情報②」という。）
団体の概要（様式2）	「財務状況」（以下「本件情報③」という。）
	申請者の「団体名称」、「本社等所在地」、「名古屋市内の拠点の所在地」、代表者の「氏名」及び「役職名」、「設立年月日」、「資本金」、「沿革」の一部、「従業員数」、「主な業務内容」、「電話番号」、「ファックス番号」（以下「本件情報④」という。）
指定管理者申請団体 代理者等名簿（愛知県警察本部提出資料）（様式3）	申請者の「名称」、「所在地」、「申請対象施設」、代表取締役の「住所」並びに代表者等の「氏名」、「職名」及び「性別」（以下「本件情報⑤」という。）
協定書兼委任状（様式4）	申請グループの「名称」、申請グループの代表者及び構成員の「団体名」及び「所在地」、代表取締役の「氏名」及び「職名」、「グループの成立、解散の時期及び委任期間」並びに「委任事項」（以下「本件情報⑥」という。）

2 争点

本件情報が、条例第7条第1項2号に該当するか否かが争点となっている。

3 条例の趣旨等

条例は、第1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

4 本件行政文書について

本件行政文書は、本件施設における平成26年4月1日から平成30年3月31

日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、異議申立人を代表企業とするポートメッセ名古屋運営共同事業体（以下「本件共同事業体」という。）から提出されたものである。

なお、本件共同事業体は本件施設の指定管理者には選定されなかった。

5 条例第 7 条第 1 項第 2 号該当性について

本件行政文書のうち本件情報が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報については、非公開とすることを定めたものである。

(2) そこで、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であるか否か、及び当該情報を公開すると、当該法人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 本件情報①、本件情報②及び本件情報④から本件情報⑥までについて

(ア) 本件情報①、本件情報②及び本件情報④から本件情報⑥までについては、人事管理や経営戦略に関する情報であり、法人の事業活動に関する情報であると認められる。

(イ) しかし、当審査会の調査によると、記載された内容は、一般的な内容を記載したに過ぎないもの、又は本件共同事業体を構成する法人のホームページや会社概要パンフレットに掲載されている内容若しくはそれらと同等の内容であるか、登記事項であることが認められ、公にすることにより、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えるとは認められない。

(ウ) したがって、本件情報①、本件情報②及び本件情報④から本件情報⑥までは、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

イ 本件情報③について

(ア) 本件情報③は、本件募集要項において定められた様式に、財務諸表に記載された金額が記載されたものである。

(イ) 財務諸表は会社が株主や債権者に対して経営成績と財政状態を開示

するために作成する法定開示書類であり、会社法第 442条第 3項及び第 4項の規程により、これを閲覧できるのは株主、債権者及び株式会社の親会社社員に限られているため一般の者は閲覧できない。このように財務諸表及びそこに記載された金額は、上場企業等の場合を除き、通常、一般に公にされていない情報であり、本件のような非上場の企業の財務諸表を公にした場合、当該法人の財務状況が明らかになり、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

ただし、会社法第 440条第 1項の規定により、株式会社は、貸借対照表（大会社にあつては、貸借対照表及び損益計算書）を公告しなければならないとされている。そうすると、財務諸表のうち公告の対象となっている部分については、これを公にしたとしても何らかの支障があるとは考えられない。

(ウ) 当審査会の調査によると、本件共同事業体を構成する法人は会社法上の株式会社ではあるが、いずれも大会社には該当しない。

また、本件情報③のうち「経常利益」以外の部分は、会社法第 440条第 1項の規程により公告すべきとされている貸借対照表に含まれる金額であるが、「経常利益」については損益計算書上の金額であると認められる。

(エ) したがって、本件情報③のうち「経常利益」を記載した部分については、公にすることにより、本件共同事業体を構成する法人の財務状況が明らかになり、当該法人の通常有する競争上の利益が損なわれる等、当該法人に明らかに不利益を与えると認められる。

(オ) 以上のことから、本件情報③のうち「経常利益」を記載した部分については、条例第 7条第 1項第 2号に該当すると認められる。

6 本件公開請求の目的について

なお、異議申立人は、本件公開請求の目的は情報公開制度の本質と異なる旨を主張するが、条例及び条例施行細則（平成12年 6月 1日名古屋市規則第 124号）においては、公開請求の目的は必要的記載事項とはされておらず、何人も請求の理由や利用の目的を問われずに公開請求ができるものとされていることから、異議申立人の主張は認められない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 7月 8日	諮問書の受理
9月25日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月26日	実施機関の弁明意見書を受理
9月30日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成27年 1月23日 (第170回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
2月12日	異議申立人に追加の主張を行うよう通知
2月27日	異議申立人の意見陳述等申出書を受理 反論意見書については提出せず、口頭意見陳述も希望しない旨確認
平成28年4月15日 (第185回審査会)	調査審議
平成29年6月16日 (第199回審査会)	調査審議
7月14日 (第200回審査会)	調査審議
8月16日	答申